

## 茨城県エコファーマーマーク使用規程

### (目的)

第1条 この規程は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行なう導入計画を茨城県知事に提出し認定を受けた農業者（以下、「エコファーマー」という。）が、別紙1記載の商標登録第4782968号「エコファーマーマーク」（以下、「マーク」という。）を使用するにあたり、その適正な使用のために必要な事項を定めるとともに、マークの権利者である各府県が相互に協力することで適正な管理に努めることを目的とする。

### (使用の申請)

- 第2条 マークの使用を希望するエコファーマーは、所轄の農林事務所長（以下、「所長」という。）を経由して知事に使用申請書（様式第1-1号）を提出し、許可を得るものとする。
- 2 知事は前項の申請があった場合に、所長を経由して使用を許可するか否かを30日以内に様式第2-1号、2-2号により申請者に通知するものとする。
  - 3 第1項の申請は、団体の構成員が全てエコファーマーである場合には、当該団体名で申請することができる。
  - 4 申請者は、第1項の申請内容に変更が生じた場合には、変更した内容について遅滞なく、所長を経由して知事に使用変更届（様式第1-2号）を提出しなければならない。

### (使用の態様)

- 第3条 前条によりマークの使用の許可を得た者は、マークをシール、包装容器・包装箱、ポスター、チラシ、ワッペン、名刺等に表示することができる。
- 2 マークのデザイン、比率の改変はできない。色については、登録商標と同一色または単色とすること。
  - 3 第1項のうち、シール、包装容器、包装箱、ポスター、チラシについては、導入計画に基づき生産された農産物にのみ使用することができる。
  - 4 前項の場合、使用細則の使用例に定めるように、マーク近傍に下記の表記をしなければならない。
    - (1) 本県名
    - (2) 「認定番号（団体申請の場合は団体名も可）」、「生産者名」のいずれか
    - (3) 「環境にやさしい農業をはじめました」、「環境にやさしい農業を行なっています」、「エコファーマー eco farmer」のいずれかの文字
  - 5 次に定めるエコファーマー及びエコファーマーマークに関する説明文の記載に努めること。  
「エコファーマーとは、茨城県持続性の高い農業生産方式導入指針に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入する計画を立て、茨城県知事の認定を受けた農業者です。認定計画に基づいた農産物にエコファーマーマークを付しています。」
  - 6 その他の使用に係る事項は、別途使用の細則を定める。

(マークの使用期間)

第4条 マークの使用期間は，導入計画の認定を受けている期間の範囲内とする。

(マークの使用料)

第5条 マークの使用料は，無料とする。

(使用状況の報告)

第6条 マークの使用の許可を得た者は，毎年4月末日までに，マークの使用状況報告書（様式第4号）を所長を経由して知事に提出するものとする。

(県の指導)

第7条 知事は，マークが適切に使用されるようマークの使用者に対して指導を行なうものとする。  
2 知事は，前項の指導のため，マークの使用者に対して必要な報告を求め，現地調査を行なうことができる。

(使用の禁止)

第8条 知事は，マークの使用者に対して，次の事項に該当した場合には，使用許可取消通知書（様式第3号）により，マークの使用を禁止させることができる。

- (1) 本規程に定める事項に違反し，不適切なマークの使用・表示が認められる場合
- (2) 第6条に基づく使用状況報告書が提出されない場合
- (3) その他，マークの信頼性を損ねる行為が認められる場合。

(損失の補償等)

第9条 マークの使用に係る損失補償等について，県は一切の責任を負わない。

附則 本規程は，平成24年6月22日から施行する。

平成26年7月2日一部改正

(別紙1)

【登録番号】 第4782968号

【登録日】 平成16年7月2日

【登録に係る商標】



【権利者】

茨城県・神奈川県・長野県・富山県・福井県・静岡県・京都府・鳥取県・島根県・香川県・沖縄県

【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

- 2 9 乳製品，食肉，卵，冷凍野菜，冷凍果実，加工野菜及び加工果実，油揚げ，凍り豆腐，こんにゃく，豆乳，豆腐，納豆，なめ物，豆
- 3 0 茶，みそ，穀物の加工品，米，脱穀済のえん麦，脱穀済の大麦，食用粉類
- 3 1 野菜，糖料作物，果実，あわ，きび，ごま，そば，とうもろこし，ひえ，麦，粳米，もろこし，種子類，木，草，芝，ドライフラワー，苗，苗木，花，牧草，盆栽
- 3 5 農業経営・その他の経営の診断又はこれらの経営に関する助言・指導，農業経営・その他の経営に関する情報の提供，農業関連商品の販売に関する情報の提供，農業経営の実態調査
- 4 1 農業の教授，農村文化の知識の教授，土壌改良技術の教授，農業体験行事（田植・稲刈り・野菜の植付け・収穫等）の企画・運営又は開催，農業・農作物の製造に関する資料の展示
- 4 2 土壌・土質その他の地質の調査，農業・畜産又は水産に関する試験・検査又は研究，農業・畜産又は水産の試験・検査又は研究に関する情報の提供
- 4 4 有害動物の防除（農業・園芸又は林業に関するものに限る。），害虫の駆除（農業・園芸又は林業に関するものに限る。），病虫害対策の指導・助言（農業・園芸又は林業に関するものに限る。）

(様式第1-1号)

茨城県エコファーマーマーク使用許可申請書

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

住所

氏名

エコファーマー認定番号 号

※団体申請の場合：団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

私（当組合）は、持続性の高い農業生産方式について認定された導入計画のとおり取り組んでいるので、茨城県エコファーマーマーク使用規程第2条に基づき、下記のとおり使用許可申請を行います。なお、マークの使用に係る損失補償等について、県は一切の責任を負わないことには異論ありません。

記

農産物名※	出荷期間	予定出荷量	使用対象※
備考			

※複数の農産物に対して使用する場合は、農産物ごとに記入する。

使用対象については、農産物ごとに、①シール、②包装容器（袋）、③包装箱（ダンボール）、④ポスター、⑤チラシ、⑥ワッペン、⑦名刺、⑧その他（具体的に記入）の番号を記入する。

なお、④～⑧の場合は、農産物名・出荷期間・予定出荷量は「―」線を記入する。

（備考）

部会全員がエコファーマーに認定され、部会名でマークを使用する場合は部会の代表者名で届けること。

※以下、団体申請の場合添付。

- ・団体の構成員の氏名・住所及び認定番号、認定期間の一覧を明記した部会員名簿
- ・規約の写し

(様式第1-2号)

茨城県エコファーマーマーク使用変更届

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

住所

氏名

エコファーマー認定番号 号

※団体申請の場合：団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

私（当組合）は、平成 年 月 日付けで許可を受けたエコファーマーマークの使用について、下記のとおり変更したいので、茨城県エコファーマーマーク使用規程第2条の規定により届け出ます。

記

1. 変更の内容

農産物名※	出荷期間	予定出荷量	使用対象※
備考			

※使用対象については、農産物ごとに、①シール、②包装容器（袋）、③包装箱（ダンボール）、④ポスター、⑤チラシ、⑥ワッペン、⑦名刺、⑧その他（具体的に記入）の番号を記入する。

なお、④～⑧の場合は、農産物名・出荷期間・予定出荷量は「—」線を記入する。

2. 変更の理由

(様式第2-1号)

エコ農第 号  
平成 年 月 日

申請者 殿

茨城県知事 印

茨城県エコファーマーマーク使用許可通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった、エコファーマーマークの使用については、茨城県エコファーマーマーク使用規程に基づき、下記のとおり許可する。

記

農産物名※	出荷期間	予定出荷量	使用対象※
備考			

1 使用許可期間

マークの使用期間は、導入計画の認定を受けている期間の範囲内とする。

2 使用条件

(1) エコファーマーマークの使用に関しては、「茨城県エコファーマーマーク使用規程」及び「茨城県エコファーマーマーク使用細則」、その他関係法令等を遵守すること。

(2) 毎年4月末日までに、「茨城県エコファーマーマーク使用状況報告書」(様式第4号)を提出すること。(団体申請の場合は、団体単位での報告とする。)

3 その他

第8条に規定する事項に該当した場合は、許可を取り消すことがあります。

(様式第2-2号)

エコ農第 号  
平成 年 月 日

申請者 殿

茨城県知事 印

茨城県エコファーマーマークの使用について

平成 年 月 日付けで申請のあった、エコファーマーマークの使用については、茨城県エコファーマーマーク使用規程に基づき審査した結果、下記理由により許可しないこととしましたので通知します。

記

理 由

(様式第3号)

エコ農第〇〇号  
平成 年 月 日

申請者 殿

茨城県知事 印

茨城県エコファーマーマーク使用許可取消通知書

平成 年 月 日付けエコ農第 号でした、エコファーマーマーク使用の許可については、茨城県エコファーマーマーク使用規程第8条に基づき、下記理由により取り消します。

記

理 由



(様式第4号)

茨城県エコファーマーマーク使用状況報告書

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

住所

氏名

エコファーマー認定番号 号

※団体申請の場合：団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

平成\_\_年度（平成 年4月1日～平成 年3月31日）のエコファーマーマーク使用状況について、下記のとおり報告します。

記

農産物名※	出荷期間	総出荷量 (重量・個数)	マークを添付した出 荷量・使用数 (重量・個数・枚数)	使用対象※
備考				

※複数の農産物に対して使用した場合は、農産物ごとに記入する。

※使用対象については、農産物ごとに、①シール、②包装容器（袋）、③包装箱（ダンボール）、④ポスター、⑤チラシ、⑥ワッペン、⑦名刺、⑧その他（具体的に記入）の番号を記入する。

なお、④～⑧の場合は、農産物名・出荷期間・総出荷量は「—」線を記入する。

## 茨城県エコファーマーマーク使用細則

1. 茨城県エコファーマーマーク使用規程第3条に係る事項については以下のとおりとする。

(1) マークは導入計画に基づき生産された農産物に使用でき、農産物加工食品には使用できない。ただし、精米、荒茶等、通常の流通形態が加工後の農産物は、マークを使用することができる。

(2) マークはスーパー等で販売するときに、PR のために使用することができるが、消費者等に、店舗にあるすべての農産物がエコファーマーにより栽培されている、農産物の品質が保証されている等の誤解を与えないよう十分に注意した使用とする。

(3) マークは視認性を損なう大きさ、色や柄の上、煩雑な文章や要素の近くで使用することはできない。

(4) 第3条4項の近傍とは、容易に見つけることができる場所であり、マークのすぐ横である必要はない。例えば、容器包装等の関係でやむを得ない場合は、包装箱の一面にマークを表示し、となりの面に説明をおくことなども可能である。

(5) 第3条4項(2)の認定番号については、第2条第3項の規定により団体が申請した場合に限り、認定番号に代えて、団体名を記載することができるものとする。

## 2. 使用例



※エコファーマーの説明文については、記載に努めるものとする。

「エコファーマーとは、茨城県持続性の高い農業生産方式導入指針に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入する計画を立て、茨城県知事の認定を受けた農業者です。認定計画に基づいた農産物にエコファーマーマークを付しています。」

### 3. 使用禁止例

■ 使用禁止例

縦横比を変更しない

規定以外の色を使用しない  
(デザインの関係等でやむを得ない場合は変更可※)

書体を変更しない

イラストなどで表示しない

視認性を損なう画像や塗りの上で使用しない

識別できないほど小さく使用しない

周辺に煩雑な文章等を表示しない  
(説明及び必要認定番号等を除く)

周辺に煩雑な要素を表示しない  
(説明及び必要認定番号等を除く)

※3 容器包装等デザインの関係でやむを得ない場合は、色についてのみ単色に変更して使用することができます。

### 4. 表示色規程

■ 表示色規程

カラー再現

	プロセスカラー(4)	特色
<b>BLUE</b>	C100 M30	DIC 181
<b>GREEN</b>	C90 Y100	DIC 2558
<b>BLACK</b>	K100	DIC 2368

モノクロ再現

<b>BLACK</b>	K100
--------------	------

※単色であれば、黒色以外の色も可。